

執照

都通事一員 陳初源 人伴四名

管船火長・直庫二名 王可喜 梁胤元

梢水共に三十名

康熙八年（一六六九）三月十三日

右の執照は都通事陳初源等に付し、此れに准ぜしむ

執照

1-34-15

世子尚貞の、康熙七年の進貢船の消息をたずねると共に尚質の死去を報ずるため正議大夫林茂盛等を遣わす執照

（一六六九、三、一三）

琉球国中山王世子尚（質）、貢船の安危を告探し、並びに藩を嗣ぎて執政するを報ずる事の為にす。

今、特に正議大夫・使者・都通事等の官の林茂盛等を差わし、

水梢を率領して土造の快船一隻に坐駕し、咨文を齎捧して天朝に前赴し、前に遣わせる貢船二隻の安危を探訪し、並びに先父王薨逝して本藩、嗣ぎて権に執政す、等の情を報明せしむ。

此れに拠り差去する員役は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。理として合に給照すべし。此の為に、今、義字第十六号半印勘合執照を給して都通事陳初源等に付与し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難し遅慢して便ならざるを得しむる母れ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

正議大夫一員 林茂盛 人伴八名

使者二員 李功銘 蔡璋 人伴八名

1-34-16

世子尚貞の、進貢のため耳目官富茂昌等を遣わす執照

（一六七〇、一〇、一三）

琉球国中山王世子尚（貞）、進貢の事の為にす。

旨の二年一貢を奉じ、欽遵せるは案に在り。查照するに、康熙九年（一六七〇）は歳、貢期に当れば敢えて愆越せず。此の為に、今、耳目官・正議大夫・使者・都通事等の官の富茂昌・蔡国器等を遣わし、表・咨を齎捧して前来し進貢せしむ。

因りて海船二隻を備えて水梢を率領するに、毎船に均割する上下の員役は共に二百人の数に盈たず。煎熟硫黄一万二千六百斤・馬十四・海螺殼三千個、正貢の外に特に加えたる鬚煙一百匣・番紙四万張・蕉布一百匹を載運す。二船に分装する方物は多寡均しからず。一船義字第十八号は煎熟硫黄五千三百斤・海螺殼一千五百個・馬五匹・鬚煙五十匣・番紙二万張・蕉布五十四匹を装載し、